

長崎純心大学

学則

2024 年度

# 長崎純心大学学則

## 第1章 設立目的及び使命 (設置者)

第1条 長崎純心大学（以下「本学」という。）は、宗教法人純心聖母会の設立にかかり、その法的設置者は学校法人純心女子学園である。

### (目的及び使命)

第2条 本学は、カトリシズムの建学精神に基づき、学術の中心として真理を求め、広い知識と深い専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力の展開による全人教育に努め、地域と世界に貢献し得る有能な人物を育成すると共に、人類の平和及び文化と福祉の展開に寄与することを目的とする。

### (自己評価等)

第3条 本学は、教育研究水準の向上に資するため、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

- 2 前項の点検及び評価を行うに当たっての項目の設定、実施体制等については、別に定める。
- 3 本学は、第1項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価機関による評価を受け、教育研究水準の向上を図るものとする。

### (教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第3条の2 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施を行うものとする。

- 2 前項の研修及び研究の実施方法等については、別に定める。

### (情報の公表)

第4条 本学は、大学の社会的使命を全うするため、教育研究活動等の状況についての情報を積極的且つ適切に公表するものとする。なお、情報の公表については、別に定める。

## 第2章 大学の組織及び教育研究上の目的の公表等

### (学部、学科、入学定員及び収容定員)

第5条 本学に、学部及び学科を置き、その入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	収容定員
人文学部	言語文化情報学科	80名	320名
	福祉・心理学科	100名	400名
	こども教育保育学科	100名	400名
合 計		280名	1,120名

- 2 学生の履修上の区分に応じて、学科に専攻及びコースを置くことができる。これに関する事項は、別表1に定める。

(教育研究上の目的の公表等)

第5条の2 本学は、前条の学部及び学科においては、第2条の目的を達成するため学部・学科ごとに次のとおり人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的（以下「教育研究上の目的」という。）を定め、公表する。

学部等	教 育 研 究 上 の 目 的	
人文学部	本学は、学則第2条に定める目的及び使命を全うするため、時代の変化に適う地球時代のヒューマニズムの構築を目指し、建学の精神たるキリスト教ヒューマニズムに基づく人文教育研究（ヒューマニティーズ）を通して、それぞれに人材の養成を図る以下の3学科からなる人文学部を設ける。	
学科	言語文化情報学科	本学科は、学生一人ひとりが人間という存在と文化の本質の理解を目指し、専門的見地に立って、時代、地域、民族などによって異なる多様な文化を探求すると共に、その成果を伝達し共有する言語コミュニケーション能力・ICTスキルの向上を目指す。同時にその多様な文化の基礎となる人間の普遍性を探求することで、異なる文化間の相互理解に貢献できる人材の養成を目的とする。
	福祉・心理学科	本学科は、現代社会を取り巻く諸問題に広く関心を持ち、かつ、その問題に立ち向かう勇気と行動力を持ち、生活の主体者である人間を中心に据えて、あふれる共感性、尽きることのない探究心をもった心の豊かな人間を育てる。また、人間の生命と生活を守るために、対人支援の専門職者として深い思考力と高い実践力をもつ人材の養成を目的とする。
	こども教育保育学科	本学科は、豊かな人間性をもち、保育、教育、福祉に関わる理論的・実践的学問を真摯に探求し、高度な専門的知識及び技能を兼ね備え、子どもをとりまく多種多様な環境の改善に力を尽くし、子どもと保護者を支援することができる人材の養成を目的とする。

(持続的就業力の育成)

第6条 本学は、大学の社会的責任を果たすため、持続的な就業力の育成に適うよう、社会的・就業的自立能力を培うことが出来得る教育課程の実施及び厚生補導等を通して、適切な体制を整えるものとする。なお、実施要領については、別に定める。

(大学院)

第7条 本学に、大学院を置く。

2 大学院に関する学則は、別に定める。

(図書館及び研究所等)

第8条 本学に、図書館、研究所及びその他の附属施設を置く。

2 これらに関する事項は、別に定める。

### 第3章 教職員組織

(教職員組織)

第9条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員を置く。

2 前項のほか、副学長及び学長補佐並びに学部長その他必要な職員を置くことができる。

3 教職員に関し、必要な事項は、別に定める。

第10条 学長は、校務をつかさどり、教員、事務職員及びその他の職員（以下「教職員」という。）を統督する。

2 教職員の職務及び管理運営等の組織は、別に定める。

#### 第4章 教授会

(教授会)

第11条 本学に、教授会を置く。

2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くこと  
が必要なものとして学長が定めるもの

3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長等（以下「学長等」という。）が  
つかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べる  
ことができる。

4 教授会に関し、必要な事項は、別に定める。

(構成)

第12条 教授会の構成員は、学長、教授、准教授、講師、助教及び助手とする。ただし必要に  
応じて、事務職員を出席させることができる。

(成立)

第13条 教授会は構成員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

(審議事項)

第14条 削除

#### 第5章 修業年限、在学期間、学年、学期、休業日及び授業期間

(修業年限)

第15条 本学の修業年限は、4年とする。

(在学期間)

第16条 在学期間は、修業年限の2倍を超えることができない。なお、転入学、編入学及び再  
入学により入学した者は、それぞれ定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超  
えて在学することはできない。

(学年)

第17条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第18条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、教授会の意見を聴いて学長が変更することがある。

(休業日)

第19条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める日
- (3) 春期休業 3月20日から3月31日まで
- (4) 夏期休業 8月1日から9月20日まで
- (5) 冬期休業 12月23日から翌年1月7日まで

2 必要がある場合は、学長は前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

4 学長は、必要により休業期間中に実習等をさせることができる。

(授業期間)

第20条 1年間の授業を行う期間は、学期末試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第6条 入学、再入学、転入学、編入学、転学科、休学、退学、除籍及び留学等  
(入学の時期)

第21条 入学の時期は、原則として毎学年の始めとする。

(入学資格)

第22条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

第23条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に、検定料を添えて所定の期日までに提出しなければならない。

(合格者の決定)

第24条 入学志願者については、入学試験を行い、教授会の意見を聴いて学長が合格者を決定する。

(入学手続)

第25条 合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、本学所定の書類を提出するとともに入学料を納めなければならない。

(入学許可)

第26条 学長は、前条の入学手続を終えた者について入学を許可する。

(保証人)

第27条 入学を許可された者は、保証人を定めて届け出なければならない。

2 保証人は、本人が在学する期間、本人についての一切の責任を負うものとする。

第28条 本人及び保証人の身上に、異動又は住所の変更があったときは、直ちに届け出なければならない。

(再入学)

第29条 第36条による退学者及び第37条第5号による除籍者が、退学後又は除籍後2年以内に退学前に所属していた学科に再入学を願い出た場合は、教授会の意見を聴いて学長が相当年次に入学を許可することがある。

(転入学)

第30条 次の各号の一に該当する者が、本学に転入学を願い出たときは、欠員のある場合に限り、教授会の意見を聴いて学長が相当年次に入学を許可することがある。

- (1) 他の大学に1年以上在学する者
- (2) 外国の大学に1年以上在学する者
- (3) 我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に1年以上在学する者（第22条に規定する入学資格を有する者に限る。）

(編入学)

第31条 次の各号の一に該当する者が、本学に編入学を願い出たときは、欠員のある場合に限り、教授会の意見を聴いて学長が相当年次に入学を許可することがある。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 大学に1年以上在学し退学した者
- (4) 短期大学を卒業した者
- (5) 外国において、学校教育における14年の課程以上を修了した者
- (6) 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (7) 高等専門学校を卒業した者
- (8) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）
- (9) 高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）

(転学科)

第32条 本学在学生の他学科への転学科希望者については、教授会の意見を聴いて学長が許可することがある。

(再入学者等の授業科目等の取扱い)

第33条 再入学、転入学、編入学又は転学科を許可された者が、本学又は他の大学等において既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の意見を聴いて学長が決定する。

2 その他、再入学、転入学、編入学及び転学科に関し、必要な事項は、別に定める。

(休学)

第34条 疾病その他やむを得ない事情により、3か月以上修学することができないときは、学長に休学を届け出る。なお、疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

2 疾病その他の理由により、修学することが適当でないと認められる者に対し、学長が休学を命ずる。

3 休学期間は、1年以内とする。ただし、事情により許可を得て休学を延長することができる。

4 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

5 休学期間は、第16条の在学期間及び第64条の卒業要件として在学すべき期間に算入しない。

(復学)

第35条 休学期間満了のとき、又は休学期間であってもその事由が消滅したときは、学長に復学を届け出なければならない。

(退学)

第36条 退学しようとする者は、学長に届け出なければならない。

(除籍)

第37条 次の各号の一に該当する者は、教授会の意見を聴いて学長が除籍する。

(1) 正当の理由なくして欠席が長期にわたる者

(2) 成業の見込みがないと認めた者

(3) 第16条の在学期間を超えた者

(4) 第34条第4項の休学期間を超えた者

(5) 授業料その他の学費（以下「授業料等」という。）の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(6) 休学期間満了の学生で、所定の期間内に第35条に定める復学手続をしない者

(留学)

第38条 学生が外国の大学（短期大学を含む。）に留学するときは、学長に届け出なければならない。

2 留学期間は、第64条の卒業要件として在学すべき期間に算入することができる。

3 留学期間中、外国の大学において修得した単位については、第45条の規定を準用する。

4 留学期間中、学生は授業料等を全額納入しなければならない。

5 留学に関し、必要な事項は、別に定める。

(学生交流協定に基づく交流学生の身分)

第39条 本学が、国内の特定の大学との間で、相互に学生の一定期間にわたる修学を伴う派遣及び受入を行う旨の協定（以下「学生交流協定」という。）を締結した場合、この協定に基づいて本学より他大学へ派遣され、又は他大学から本学へ受け入れる学生（以下「交流学生」という。）の修学中の身分については、協定書並びに双方の大学において策定する学生交流に関する細則によって、これを定める。

2 その他、学生交流協定の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

第7章 教育課程

(教育課程の編成方法)

第40条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成する。

- 2 前項の授業科目の配当年次については、教務上の都合により、多少変更することがある。  
(授業科目的区分等)

第41条 授業科目は、基礎科目、基幹科目及び応用科目とする。

- 2 授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。  
3 前項で定めるもののほか、教授会の意見を聴いて学長が授業科目を開設することがある。

(授業の方法)

第41条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。  
3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。

(単位の計算方法)

第42条 各授業科目的単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。  
(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本学が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。  
(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う授業については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。  
2 前項の規定にかかわらず、卒業論文については、必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第43条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、担当教員の認定により、所定の単位を与える。

- 2 授業科目について、欠席回数が当該授業科目の実授業回数の3分の1以上の場合は、単位の認定はしない。

(履修科目の登録の上限)

第43条の2 第44条に定める卒業の要件として修得すべき単位数について、学生が各年次にわたくて適切に授業科目を履修するため、1年間に履修科目として登録することができる単位数は、48単位を超えないことを原則とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、1年間に48単位を超えて履修科目の登録を認めることがある。この特例については、別に定める。

## 第8章 履修方法

### (履修単位)

第44条 本学を卒業するためには、次の表に掲げる学科区分に従い、言語文化情報学科は124単位以上、福祉・心理学科 心理学・カウンセリングコース及びソーシャルワークコースは124単位以上、福祉・心理学科ケアワーカークースは134単位以上、こども教育保育学科は124単位以上を修得しなければならない。ただし、学生が所属学科以外の学科で開講される科目（実習・実験科目を除く。）を、当該学科又はその担当教員の許可を得て履修（以下「他学科受講」という。）し、単位を修得した場合、他学科受講により修得した単位のうち40単位までを所属学科の卒業要件単位に含めることができる。

学 科	授業科目的区分		
	基礎科目	基幹科目	応用科目
言語文化情報学科	30単位以上	86単位以上	8 単位
福祉・心理学科	30単位以上	86単位以上 ケアワーカークースは 96単位以上	8 単位
こども教育保育学科	30単位以上	86単位以上	8 単位

2 前項ただし書の規定による科目については、当該学科で別に定める。

### (他の大学等における授業科目的履修)

第45条 学長は、教育上有益と認めるときは、教授会の意見を聴いて他の大学、短期大学又は外国の大学等における授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により、学生が修得した単位数は、60単位を超えない範囲で、本学において修得したものと認定し、卒業要件単位に含めることができる。

### (大学以外の教育施設等における学修)

第45条の2 学長は、教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を、教授会の意見を聴いて本学における授業科目的履修とみなすことができる。

2 前項の規定により修得した単位は、前条により修得したものと合わせて60単位を超えない範囲で、本学において修得したものとして認定し、卒業要件単位に含めることができる。

### (入学前の既修得単位の認定)

第45条の3 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学入学前に大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において修得した単位、及び短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修については、教授会の意見を聴いて本学における授業科目的履修により修得したものとして認定することができる。

2 前項の規定により修得したものとみなし、また与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第45条及び前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

### (遠隔授業により修得することができる単位数)

第45条の4 第41条の2第2項の授業の方法により修得できる単位数は、60単位を超えないものとする。

2 前項の授業を実施する授業科目については、別に定める。

### (履修手続)

第46条 学生は、所定の期間に、当該学期に履修する授業科目を届け出なければならない。

(長期にわたる教育課程の履修)

第46条の2 学生が、職業を有している等の事情により修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的履修を認めることができる。この場合において、在学期間は、それぞれ定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えないものとする。

2 長期にわたる教育課程の履修に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育職員免許状の取得)

第47条 教育職員免許状を得ようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び同法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に基づき、別表第2に定める教職に関する科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

2 本学において取得できる教育職員免許状の種類は、次のとおりとする。

言語文化情報学科	日本文化専攻 中学校教諭一種免許状（国語）
	日本文化専攻 高等学校教諭一種免許状（国語）
	英語コミュニケーション専攻 中学校教諭一種免許状（英語）
	英語コミュニケーション専攻 高等学校教諭一種免許状（英語）
福祉・心理学科	高等学校教諭一種免許状（福祉）
こども教育保育学科	小学校教諭一種免許状
〃	幼稚園教諭一種免許状

3 教育職員免許状取得に関し、必要な事項は、別に定める。

(学芸員資格の取得)

第48条 学芸員の資格を得ようとする者は、博物館法（昭和26年法律第285号）及び同法施行規則（昭和30年文部省令第24号）に基づき、別表第3に定める博物館に関する科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

2 学芸員課程に関し、必要な事項は、別に定める。

(司書資格の取得)

第49条 司書の資格を得ようとする者は、図書館法（昭和25年法律第118号）及び同法施行規則（昭和25年文部省令第27号）に基づき、別表第4(1)に定める司書に関する科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

2 司書課程に関し、必要な事項は、別に定める。

(司書教諭資格の取得)

第50条 司書教諭の資格を得ようとする者は、学校図書館法（昭和28年法律第185号）及び学校図書館司書教諭講習規程（昭和29年文部省令第21号）に基づき、別表第4(2)に定める司書教諭に関する科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

2 司書教諭課程に関し、必要な事項は、別に定める。

(介護福祉士養成課程)

第51条 本学に介護福祉士養成課程を置く。

2 介護福祉士の資格を得ようとする者は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）、同法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）及び社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号）に基づき、本学が別に定める介護福祉士に関する科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

3 本学において、介護福祉士資格の取得できる学科は、次のとおりとする。

福祉・心理学科 ケアワークコース

4 介護福祉士養成課程に関し、必要な事項は、別に定める。

(保育士養成課程)

第52条 本学に保育士養成課程を置く。

2 保育士の資格を得ようとする者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）及び同法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に基づき、本学が別に定める保育士に関する科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

3 本学において、保育士資格の取得できる学科は、次のとおりとする。

こども教育保育学科

4 保育士養成課程に関し、必要な事項は、別に定める。

(社会福祉士の受験資格)

第53条 福祉・心理学科において、社会福祉士の受験資格を取得するためには、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）、同法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）及び社会福祉に関する科目を定める省令（平成20年文部科学省・厚生労働省令第3号）に定める授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

2 前項の履修方法に関し、必要な事項は、別に定める。

(精神保健福祉士の受験資格)

第54条 福祉・心理学科において、精神保健福祉士の受験資格を取得するためには、精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）、同法施行規則（平成10年厚生労働省令第11号）及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令（平成23年文部科学省・厚生労働省令第3号）に定める授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

2 前項の履修方法に関し、必要な事項は、別に定める。

(公認心理師の受験資格)

第54条の2 福祉・心理学科において、公認心理師の受験資格を取得するためには、公認心理師法（平成27年法律第68号）及び同法施行規則（平成29年文部科学省・厚生労働省令第3号）に定める授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

2 前項の履修方法に関し、必要な事項は、別に定める。

(社会福祉主事の任用資格)

第55条 福祉・心理学科、こども教育保育学科において、社会福祉主事の任用資格を取得するためには、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づき、厚生労働大臣の指定する科目（社会福祉主事の資格に関する科目指定（昭和25年厚生省告示第226号））のうち、3科目以上を履修し、その単位を修得しなければならない。

2 前項の履修方法に関し、必要な事項は、別に定める。

(准学校心理士の資格取得)

第55条の2 福祉・心理学科、こども教育保育学科において、准学校心理士の資格を取得しようとする者は、一般社団法人学校心理士認定運営機構が定める授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

2 前項の履修方法に関し、必要な事項は、別に定める。

(情報処理士資格の取得)

第56条 全国大学実務教育協会認定の情報処理士の資格を得ようとする者は、情報処理士に関する科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

2 前項の履修方法に関し、必要な事項は、別に定める。

(上級情報処理士資格の取得)

第56条の2 全国大学実務教育協会認定の上級情報処理士の資格を得ようとする者は、上級情報処理士に関する科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

2 前項の履修方法に関し、必要な事項は、別に定める。

(社会調査アシスタント資格の取得)

#### 第57条 削除

(日本語教員養成課程)

第58条 本学に日本語教員養成課程を置く。

2 日本語教員養成課程に関し、必要な事項は、別に定める。

(日本モンテッソーリ教員免許状の取得)

第59条 日本モンテッソーリ協会認定の教員免許状を得ようとする者は、こども教育保育学科において幼稚園教諭及び保育士の資格を取得し、かつ、本学純心モンテッソーリ教員養成コース（3歳～6歳）（以下「養成コース」という。）の所定の科目を履修し、実践資格試験に合格しなければならない。

2 前項の養成コースの履修に関し、必要な事項は、別に定める。

(認定心理士の資格取得)

第60条 認定心理士の資格を取得しようとする者は、公益社団法人日本心理学会が定める授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

2 前項の履修方法に関し、必要な事項は、別に定める。

(一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟認定スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程修了者の修了証の交付)

第61条 一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟認定スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程修了者の修了証の交付を受けることができる者は、一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟が定める授業科目を履修し、その単位を修得するとともに、社会福祉士又は精神保健福祉士の名称を使用できる者でなければならない。

2 前項の履修方法に関し、必要な事項は、別に定める。

### 第9章 試験及び卒業

(試験)

第62条 試験は、学期末試験及び臨時試験とし、学期末試験は、学年末又は学期末に行う。

2 試験に関し、必要な事項は、別に定める。

(成績評価基準等の明示等)

第62条の2 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがつて適切に行うものとする。

(学業成績の評価)

第63条 学業成績の評価は、A+、A、B、C、P、F及びXの評語をもって表し、A+、A、B、C及びPを合格とし、F及びXを不合格とする。

2 Fの評価を得た不合格の授業科目については、再試験を行うことがある。

3 評価に関し、必要な事項は、別に定める。

(卒業)

第64条 第15条に規定する期間（第29条、第30条、第31条及び第32条の規定により入学等を許可された者については、第33条により定められた在学すべき年数）以上在学し、所定の単位を修得した者については、教授会の意見を聴いて学長が卒業を認定し、学士の学位を授与する。

2 卒業の時期は、学年の終わりとする。ただし、4年を超えて在学した者については、学期の終わりに卒業させることができる。

(学位等)

第65条 卒業者には、学士（人文）の学位を授与する。

2 学位記の様式は、別記様式のとおりとする。

第10章 科目等履修生、単位互換履修生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生等  
(科目等履修生)

第66条 本学の授業科目中、一又は複数の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて、教授会の意見を聴いて学長が科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生には、学則第43条の規定を準用して、希望する者に単位を与える。

3 科目等履修生の入学時期は、毎学期の始めとする。

4 科目等履修生に関し、必要な事項は、別に定める。

(単位互換履修生)

第66条の2 他大学との単位互換協定等により本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて、教授会の意見を聴いて学長が単位互換履修生として入学を許可することがある。

2 単位互換履修生には、学則第43条の規定を準用して単位を与える。

3 単位互換履修生に関する実施方法等に関し、必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第66条の3 他の大学（短期大学を含む。）の学生で、本学の特定の授業科目を履修することを希望する者があるときは、当該他大学との協議に基づき、教授会の意見を聴いて学長が特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 前項の受入れ方法等に関し、必要な事項は、別に定める。

(交流学生の受入)

第66条の4 国内の特定の大学から交流学生として受け入れを希望する者があるときは、第39条にいう学生交流協定に基づき、教授会の意見を聴いて学長が受け入れを許可することがある。

2 交流学生の受入に関し、必要な事項は、別に定める。

(特別の課程)

第66条の5 学長は、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対して、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 本学の学生が前項に規定する特別の課程を履修することが教育上有益であると認めたときは、当該課程を履修させることができる。

(研究生)

第67条 大学を卒業した者、又はこれと同等以上の学力があると認められた者で、本学において、特定事項について研究することを希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限り、教授会の意見を聴いて学長が研究生として入学を許可することができる。

2 研究生の研究期間は、1年以内とする。ただし、研究上必要があると認める場合には、研究期間を更新することができる。

3 研究生に関し、必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第68条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に学生、特別聴講学生、科目等履修生、研究生として入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の意見

を聴いて学長が入学を許可することがある。

- 2 前項の規定により入学を許可された者（以下「外国人留学生」という。）のうち、学生については、第5条の規定にかかわらず定員外とすることができる。
- 3 外国人留学生に関し、必要な事項は、別に定める。

## 第11章 賞罰

### (表彰)

第69条 学生として表彰に値する行為があったときは、教授会の意見を聴いて学長が表彰する。

- 2 学生の表彰に関し、必要な事項は、別に定める。

### (罰則)

第70条 学生が、本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったときは、教授会の意見を聴いて学長が懲戒する。

- 2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 停学の期間は、第15条の修業の年限に含めない。ただし、第16条の在学期間には算入する。
- 4 停学の期間が通算して3か月未満のときは、前項の規定にかかわらず、第64条の卒業の要件として在学すべき期間及び第16条の在学期間に算入する。
- 5 懲戒に関し、必要な事項は、別に定める。

## 第12章 検定料、入学料及び授業料等

### (検定料)

第71条 入学、編入学及び転入学を志願する者は、別表第7の1に定める検定料を納めなければならない。

### (入学料)

第72条 入学料は、入学を許可するときに別表第7の2及び別表第7の3並びに別表第7の4に定める金額を徴収するものとする。

### (授業料等の納期等)

第73条 授業料等は、学年の前期及び後期の2回に分け、別表第7の2及び別表第7の3並びに別表第7の4に定める金額を次の期間に納めなければならない。ただし、特別の事情により納期内に納めることができない場合は、所定の延期願を各期の納入月の10日までに学長に提出し、許可を受けなければならない。

前期 4月1日から4月30日まで

後期 10月1日から10月31日まで

- 2 前項に規定にかかわらず、前期分に係る授業料を納めるときに、当該年度の後期分に係る授業料を併せて納めることができる。
- 3 入学年度の前期に関わる授業料等については、第1項の規定にかかわらず、入学手続時に納めなければならない。
- 4 第18条の第2項の規定により、後期の開始日が10月1日前となる場合に、復学・再入学・転入学するときには、当月の授業料は徴収しない。
- 5 第1項及び第3項の規定にかかわらず、第73条の3に規定する長期履修学生の授業料等の納期は、別に定める。

(修学支援法に基づく入学料及び授業料の減免並びに徴収の猶予等)

第73条の2 大学等における修学の支援に関する法律（以下「修学支援法」という。）第8条の規定に基づき入学料及び授業料の減免に該当する者（入学予定者で日本学生支援機構の給付型奨学金の予約採用の申込みを行った者（以下「修学支援法の減免対象者」という。）を含む。）に対して、第72条並びに第73条第1項及び第3項の規定にかかわらず、入学料及び授業料の徴収を猶予することができる。

2 修学支援法の減免対象者が、本学の入学料及び授業料の徴収猶予を受けようとする場合は、所定の申請書を所定の期日までに学長に提出しなければならない。

3 修学支援法の減免対象者の入学料及び授業料の減免については、修学支援法及び同法施行令並びに同法施行規則等の関係法令の定めによるほか、必要な事項は、別に定める。

(長期履修学生に係る授業料等及び徴収方法の特例)

第73条の3 第46条の2の規定に基づき、当該修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して卒業することを認められた者（以下「長期履修学生」という。）から徴収する授業料等の年額は、長期履修学生として、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認められた期間（以下「長期在学期間」という。）に限り、第73条第1項の規定に係わらず、同項に規定する授業料等の年額に当該修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額（その額に10円未満の単数があるときはこれを切り上げる。）とする。

2 長期履修学生が、在学期間を短縮することを認められた場合には、当該短縮後の期間に応じて、第1項の規定により算出した授業料等の年額に当該学生が在学した期間の年数（その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。以下同じ。）を乗じて得た額から当該者が在学した期間（学年の途中にあっては、当該学年の終了までの期間とする。以下同じ。）に納付すべき授業料等の総額を控除した額を、長期在学期間の短縮を認めるときに徴収するものとする。

(兄弟姉妹等の授業料の減免)

第74条 兄弟姉妹で在学している学生及び私費外国人留学生の経済的負担を軽減し、勉学に専念せしめるために申請に基づき、授業料を減免することができる。

2 前項の授業料減免に関し、必要な事項は、別に定める。

(地方創生特待生の入学料・授業料等の減免)

第74条の2 削除

(早坂特待生の授業料等の減免)

第74条の3 削除

(社会人入試で入学した学生の入学料・授業料等の減免)

第74条の4 社会人入試で入学した学生の入学料、授業料及び教育充実費は、半額を免除する。

2 前項の入学料、授業料及び教育充実費の減免に関し、必要な事項は、別に定める。

(卒業要件必要科目未充足者が卒業年限を超えて在籍する場合の教育充実費の減免措置)

第74条の5 修学期間を満たし、かつ、卒業要件を満たすまで2科目以内の場合は、教育充実費を免除する。ただし、最長1年とする。

(授業料等の改訂)

第75条 在学中、授業料等について変更のあった場合には、新たに定められた金額に基づいて納めなければならない。

(その他の費用)

第76条 証明書類の発行を受ける者は、所定の手数料を納めなければならない。

(復学の場合の授業料等)

第77条 前期又は後期の中途において復学した者から徴収する授業料等の額は、年額の12分の1の相当する額に、復学した月から当該学期末までの月数を乗じて得た額とし、当該学期分は復学した月に納めなければならない。

(再入学等の場合の授業料等)

第78条 再入学、転入学、転学科した者の授業料等の額は、当該者の属する年次の在学者に関する徴収額と同額とし、編入学した者は半額とする。

(退学及び停学等の場合の授業料等)

第79条 前期又は後期の中途で退学を願い出ようとする者、退学若しくは停学を命ぜられた者又は除籍された者については、その期分の授業料等を徴収する。ただし、第37条第5号の規定により、授業料等の未納による除籍者については、この限りではない。

2 死亡又は行方不明のため除籍した場合は、未納の授業料を免除することができる。

(休学の場合の授業料等)

第80条 休学を許可され又は命ぜられた者については、休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料等を免除する。

2 前項の免除額は、次の算式による。

$$\text{授業料等年額} \times \text{休学当月の翌月から復学当月の前月までの月数} / 12$$

(学年の中途で卒業する場合の授業料等)

第81条 学年の中途で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月までの授業料等を納めなければならない。

(納入した授業料等)

第82条 納入した検定料、入学科及び授業料等は、原則として返還しない。ただし、修学支援法の減免対象者の入学科及び授業料は、この限りでない。

第13章 公開講座

(公開講座)

第83条 本学は、地域社会の教育文化の向上に資するため、公開講座を設けることがある。

第14章 厚生施設等

(学生寮)

第84条 本学に学生寮を置く。

2 学生寮の利用に関し、必要な事項は別に定める。

(学生相談室等)

第85条 本学に厚生施設等として、学生相談室、保健室及び食堂等を置く。

2 前項の施設の利用に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

ただし、平成6年度の収容定員数は150名

平成7年度の収容定員数は320名

平成8年度の収容定員数は480名とする。

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成10年11月4日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

(現代福祉学科の授業科目に、「精神保健福祉援助演習2単位」「精神保健福祉援助実習4単位」を新設)

#### 附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

ただし、平成11年度の収容定員数は710名

平成12年度の収容定員数は780名

平成13年度の収容定員数は850名とする。

(現代福祉学科の定員変更及び介護福祉士養成課程の新設)

#### 附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

ただし、平成12年度の収容定員数は840名

平成13年度の収容定員数は970名

平成14年度の収容定員数は1,100名とする。

(人間心理学科の新設及び現代福祉学科の定員変更)

#### 附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

ただし、平成13年度の収容定員数は970名

平成14年度の収容定員数は1,100名とする。

平成15年度の収容定員数は1,160名とする。

(英語情報学科の新設及び比較文化学科の定員変更)

#### 附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

ただし、平成14年度の収容定員数は1,070名とする。

平成15年度の収容定員数は1,100名とする。

平成16年度の収容定員数は1,070名とする。

(現代福祉学科の定員変更及び保育士関係科目の追加)

#### 附 則

1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。

2 平成15年3月31日現在、本学部に在籍している者については、改正後の長崎純心大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成15年度から平成17年度までの間の入学定員及び収容定員は、第5条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

#### 1. 平成15年度

学部	学 科	入 学 定 員				収容定員
		15年度	14年度	13年度	12年度	
人 文 学 部	比較文化学科	40	40	40	80	200
	現代福祉学科	100	100	130	130	460
	人間心理学科	80	80	80	80	320
	英語情報学科	40	40	40		120
	児童保育学科	50				50
合 計		310	260	290	290	1,150

2. 平成16年度

学部	学 科	入 学 定 員				収容定員
		16年度	15年度	14年度	13年度	
人文学部	比較文化学科	40	40	40	40	160
	現代福祉学科	100	100	100	130	430
	人間心理学科	80	80	80	80	320
	英語情報学科	40	40	40	40	160
	児童保育学科	50	50			100
合 計		310	310	260	290	1,170

3. 平成17年度

学部	学 科	入 学 定 員				収容定員
		17年度	16年度	15年度	14年度	
人文学部	比較文化学科	40	40	40	40	160
	現代福祉学科	100	100	100	100	400
	人間心理学科	80	80	80	80	320
	英語情報学科	40	40	40	40	160
	児童保育学科	50	50	50		150
合 計		310	310	310	260	1,190

附 則

この学則は、平成15年10月22日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年3月31日現在、本学部に在籍している者については、改正後の長崎純心大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年度から平成19年度までの間の入学定員及び収容定員は、第5条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

1. 平成17年度

学部	学 科	入 学 定 員				収容定員
		17年度	16年度	15年度	14年度	
人文学部	比較文化学科	40	40	40	40	160
	現代福祉学科	80	100	100	100	380
	人間心理学科	70	80	80	80	310
	英語情報学科	40	40	40	40	160
	児童保育学科	80	50	50		180
合 計		310	310	310	260	1,190

2. 平成18年度

学部	学 科	入 学 定 員				収容定員
		18年度	17年度	16年度	15年度	
人文学部	比較文化学科	40	40	40	40	160
	現代福祉学科	80	80	100	100	360
	人間心理学科	70	70	80	80	300
	英語情報学科	40	40	40	40	160
	児童保育学科	80	80	50	50	260
合 計		310	310	310	310	1,240

3. 平成19年度

学部	学 科	入 学 定 員				収容定員
		19年度	18年度	17年度	16年度	
人文学部	比較文化学科	40	40	40	40	160
	現代福祉学科	80	80	80	100	340
	人間心理学科	70	70	70	80	290
	英語情報学科	40	40	40	40	160
	児童保育学科	80	80	80	50	290
合 計		310	310	310	310	1,240

附 則

- この学則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第44条の2の規定は、平成15年度入学者から適用する。
- 平成17年3月31日現在本学部に在籍している者については、改正後の長崎純心大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 平成18年3月31日現在本学部に在籍している者については、改正後の長崎純心大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 平成19年3月31日現在本学部に在籍している者については、改正後の長崎純心大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 平成20年3月31日現在本学部に在籍している者については、改正後の学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の第66条第1項の規定については、平成20年3月31日現在本学部に在籍している者から適用する。

附 則

この学則は、平成20年5月28日に施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

- この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 平成21年度から平成23年度までの間の入学定員及び収容定員は、第5条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

1. 平成21年度

学部	学 科	入 学 定 員				収容定員
		21年度	20年度	19年度	18年度	
人文学部	比較文化学科	40	40	40	40	160
	現代福祉学科	70	80	80	80	310
	人間心理学科	70	70	70	70	280
	英語情報学科	40	40	40	40	160
	児童保育学科	80	80	80	80	320
合 計		300	310	310	310	1,230

2. 平成22年度

学部	学 科	入 学 定 員				収容定員
		22年度	21年度	20年度	19年度	
人文学部	比較文化学科	40	40	40	40	160
	現代福祉学科	70	70	80	80	300
	人間心理学科	70	70	70	70	280
	英語情報学科	40	40	40	40	160
	児童保育学科	80	80	80	80	320
合 計		300	300	310	310	1,220

3. 平成23年度

学部	学 科	入 学 定 員				収容定員
		23年度	22年度	21年度	20年度	
人文学部	比較文化学科	40	40	40	40	160
	現代福祉学科	70	70	70	80	290
	人間心理学科	70	70	70	70	280
	英語情報学科	40	40	40	40	160
	児童保育学科	80	80	80	80	320
合 計		300	300	300	310	1,210

附 則

- この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 平成21年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成21年4月1日以降において在学者の属する年次に復学、再入学、転入学、編入学又は転科する者については、改正後の長崎純心大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 前項の規定にかかわらず、学則第37条第2項に定める別表1(3. 人間心理学科)の「精神分析療法」、「認知行動療法」の履修及び学則第56条は、平成22年4月1日現在在籍する者から適用し、学則第55条は平成21年度入学生から適用する。

附 則

- この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 平成23年3月31日現在本学部に在籍している者については、改正後の長崎純心大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日現在本学部に在籍している者については、改正後の長崎純心大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の学則第41条第2項に定める別表1(3. 人間心理学科)の「情報文化特講」の履修は、平成24年4月1日現在在籍する者から適用する。

## 附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日現在本学部に在籍している者については、改正後の長崎純心大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成25年度から平成27年度までの間の入学定員及び収容定員は、第5条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

### 1. 平成25年度

学部	学 科	入 学 定 員				収容定員
		25年度	24年度	23年度	22年度	
人文学部	比較文化学科	40	40	40	40	160
	現代福祉学科	65	70	70	70	275
	人間心理学科	65	70	70	70	275
	英語情報学科	40	40	40	40	160
	児童保育学科	90	80	80	80	330
合 計		300	300	300	300	1,200

### 2. 平成26年度

学部	学 科	入 学 定 員				収容定員
		26年度	25年度	24年度	23年度	
人文学部	比較文化学科	40	40	40	40	160
	現代福祉学科	65	65	70	70	270
	人間心理学科	65	65	70	70	270
	英語情報学科	40	40	40	40	160
	児童保育学科	90	90	80	80	340
合 計		300	300	300	300	1,200

### 3. 平成27年度

学部	学 科	入 学 定 員				収容定員
		27年度	26年度	25年度	24年度	
人文学部	比較文化学科	40	40	40	40	160
	現代福祉学科	65	65	65	70	265
	人間心理学科	65	65	65	70	265
	英語情報学科	40	40	40	40	160
	児童保育学科	90	90	90	80	350
合 計		300	300	300	300	1,200

## 附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日現在本学部に在籍している者については、改正後の長崎純心大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月31日現在本学に在学している者及び在学生の属する学年に編入学及び転入学する者については、改正後の長崎純心大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成27年度から平成29年度までの間の入学定員及び収容定員は、第5条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

### 1. 平成27年度

学部	学 科	入 学 定 員				収容定員
		27年度	26年度	25年度	24年度	
人文学部	比較文化学科	40	40	40	40	160
	現代福祉学科	60	65	65	70	260
	人間心理学科	60	65	65	70	260
	英語情報学科	40	40	40	40	160
	児童保育学科	100	90	90	80	360
合 計		300	300	300	300	1,200

### 2. 平成28年度

学部	学 科	入 学 定 員				収容定員
		28年度	27年度	26年度	25年度	
人文学部	比較文化学科	40	40	40	40	160
	現代福祉学科	60	60	65	65	250
	人間心理学科	60	60	65	65	250
	英語情報学科	40	40	40	40	160
	児童保育学科	100	100	90	90	380
合 計		300	300	300	300	1,200

### 3. 平成29年度

学部	学 科	入 学 定 員				収容定員
		29年度	28年度	27年度	26年度	
人文学部	比較文化学科	40	40	40	40	160
	現代福祉学科	60	60	60	65	245
	人間心理学科	60	60	60	65	245
	英語情報学科	40	40	40	40	160
	児童保育学科	100	100	100	90	390
合 計		300	300	300	300	1,200

## 附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日現在本学に在学している者及び在学生の属する学年に転入学、編入学及び転学科する者については、改正後の長崎純心大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日現在現代福祉学科に属する者は、地域包括支援学科に属するものとする。
- 3 平成29年3月31日現在現代福祉学科に置く現代福祉（社会福祉）コース及び介護福祉コースのコース名称は、改正後の長崎純心大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 平成29年3月31日現在本学に在学している者及び在学生の属する学年に転入学、編入学及び転学科する者については、改正後の長崎純心大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日現在児童保育学科に属する者は、こども教育保育学科に属するものとする。
- 3 比較文化学科、人間心理学科及び英語情報学科は、改正後の規定にかかわらず、平成30年3月31日において現に比較文化学科、人間心理学科及び英語情報学科に在籍する者及び平成30年4月1日以降に再入学、転入学又は編入学又はする者が在籍しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 平成30年3月31日現在本学に在籍している者及び在学生の属する学年に再入学、転入学、編入学及び転学科する者については、改正後の長崎純心大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 平成30年度から平成32年度までの間の入学定員及び収容定員は、第5条の規定にかわらず、次のとおりとする。

### 1. 平成30年度

学部	学 科	入 学 定 員				収容定員
		30年度	29年度	28年度	27年度	
人 文 学 部	文化コミュニケーション学科	80				320
	比較文化学科		40	40	40	
	英語情報学科		40	40	40	
	地域包括支援学科	120	60	60	60	480
	人間心理学科		60	60	60	
	こども教育保育学科	100	100	100	100	400
合 計		300	300	300	300	1,200

2. 平成31年度

学部	学 科	入 学 定 員				収容定員
		31年度	30年度	29年度	28年度	
人 文 学 部	文化コミュニケーション学科	80	80			320
	比較文化学科			40	40	
	英語情報学科			40	40	
	地域包括支援学科	120	120	60	60	480
	人間心理学科			60	60	
	こども教育保育学科	100	100	100	100	400
合 計		300	300	300	300	1,200

3. 平成32年度

学部	学 科	入 学 定 員				収容定員
		32年度	31年度	30年度	29年度	
人 文 学 部	文化コミュニケーション学科	80	80	80		320
	比較文化学科				40	
	英語情報学科				40	
	地域包括支援学科	120	120	120	60	480
	人間心理学科				60	
	こども教育保育学科	100	100	100	100	400
合 計		300	300	300	300	1,200

附 則

- この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 平成31年3月31日現在、本学に在籍している社会人入試で入学した者は、入学時の第73条及び別表7の2の規定にかかわらず、平成31年度以降の授業料及び教育充実費を半額免除する。

附 則

- この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 平成31年3月31日現在、地域包括支援学科に在籍する者については、改正後の長崎純心大学学則第52条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 平成31年度から平成33年度までの間の入学定員及び収容定員は、第5条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

1. 2019年度

学部	学 科	入 学 定 員				収容定員
		2019年度	2018年度	2017年度	2016年度	
人 文 学 部	文化コミュニケーション学科	80	80			320
	比較文化学科			40	40	
	英語情報学科			40	40	
	地域包括支援学科	100	120	60	60	460
	人間心理学科			60	60	
	こども教育保育学科	100	100	100	100	400
合 計		280	300	300	300	1,180

2. 2020年度

学部	学 科	入 学 定 員				収容定員
		2020年度	2019年度	2018年度	2017年度	
人 文 学 部	文化コミュニケーション学科	80	80	80		320
	比較文化学科				40	
	英語情報学科				40	
	地域包括支援学科	100	100	120	60	440
	人間心理学科				60	
	こども教育保育学科	100	100	100	100	400
合 計		280	280	300	300	1,160

3. 2021年度

学部	学 科	入 学 定 員				収容定員
		2021年度	2020年度	2019年度	2018年度	
人 文 学 部	文化コミュニケーション学科	80	80	80	80	320
	地域包括支援学科	100	100	100	120	420
	こども教育保育学科	100	100	100	100	400
合 計		280	280	280	300	1,140

附 則

- この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 平成31年3月31日現在、本学に在籍している者及び在学生の属する学年に再入学、転入学、編入学及び転学科する者については、改正後の長崎純心大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 平成31年3月31日現在、地域包括支援学科及びこども教育保育学科に在籍している者及び在学生の属する学年に再入学、転入学、編入学及び転学科する者については、改正後の長崎純心大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 別記様式（第65条該当者）の卒業証書・学位記の年月日を西暦表示への改正は、2019年度卒業生から適用する。

附 則

この学則は、2020年4月1日から施行し、2019年11月1日から適用する。

附 則

- この学則は、2020年4月1日から施行から。
- 2020年3月31日現在、本学に在籍している者及び在学生の属する学年に編入学及び転入学する者については、改正後の長崎純心大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例によるが、学則第41条第3項を適用する場合はこの限りでない。

附 則

- この学則は、2021年3月8日から施行し、2020年4月1日から適用する。

附 則

- この学則は、2021年4月1日から施行する。
- 2021年3月31日現在、本学に在籍している者及び在学生の属する学年に再入学、転入学、編入学及び転学科する者については、改正後の長崎純心大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 附 則

この学則は、2021年5月24日から施行し、2021年4月1日から適用する。

## 附 則

- 1 この学則は、2022年4月1日から施行する。
- 2 2022年3月31日現在、本学に在籍している者及び在学生の属する学年に再入学、転入学、編入学及び転学科する者については、改正後の長崎純心大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 「平成30（2018）年度長崎純心大学学則」附則の第3項に従い、在籍学生がいなくなるまで存続していた英語情報学科については、在籍学生が卒業したので、2022年3月31日をもって廃止する。

## 附 則

- 1 この学則は、2023年4月1日から施行する。
- 2 2023年3月31日現在、本学に在籍している者及び在学生の属する学年に再入学、転入学、編入学及び転学科する者については、改正後の長崎純心大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 附則の前項にかかわらず第78条の規定は、2019年度編入学した者から適用する。

## 附 則

- 1 この学則は、2024年4月1日から施行する。
- 2 2024年3月31日現在、文化コミュニケーション学科及び地域包括支援学科に在籍している者ならびに在学生の属する学年に再入学、転入学、編入学及び転学科する者については、改正後の長崎純心大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 2024年度から2026年度までの間の入学定員及び収容定員は、第5条の規定にかわらず、次のとおりとする。

## 附 則

- 1 この学則は、2024年5月27日から施行し、2024年4月1日から適用する。
- 2 「平成30（2018）年度長崎純心大学学則」附則の第3項に従い、在籍学生がいなくなるまで存続していた人間心理学科については、在籍学生がいなくなったので、2024年3月31日をもって廃止する。

### 1. 2024年度

学部	学 科	入 学 定 員				収容定員
		2024年度	2023年度	2022年度	2021年度	
人文学部	言語文化情報学科	80				320
	文化コミュニケーション学科		80	80	80	
	福祉・心理学科	100				400
	地域包括支援学科		100	100	100	
	こども教育保育学科	100	100	100	100	400
合 計		280	280	280	280	1,120

2. 2025年度

学部	学 科	入 学 定 員				収容定員
		2025年度	2024年度	2023年度	2022年度	
人文学部	言語文化情報学科	80	80			320
	文化コミュニケーション学科			80	80	
	福祉・心理学科	100	100			400
	地域包括支援学科			100	100	
	こども教育保育学科	100	100	100	100	400
合 計		280	280	280	280	1,120

3. 2026 年度

学部	学 科	入 学 定 員				収容定員
		2026年度	2025年度	2024年度	2023年度	
人文学部	言語文化情報学科	80	80	80		320
	文化コミュニケーション学科				80	
	福祉・心理学科	100	100	100		400
	地域包括支援学科				100	
	こども教育保育学科	100	100	100	100	400
合 計		280	280	280	280	1,120

第 号	長崎純心大学長	年 月 日	学位を授与する	本学人文学部○○○○○○学科 所定の課程を修めて本学を卒業 したことを認め学士(人文)の	氏 年 月 日生 名	卒業証書・学位記	別記様式（第六十五条該当者）
							大学印

別表第1

## 1. 言語文化情報学科

(卒業要件単位数124単位以上)

区分		授業科目	授業を行なう年次	単位数	備考
				必修	選択
基礎科目	建学の精神	キリスト教入門A キリスト教入門B	1 1	2 2	基礎科目的うち30単位以上
		純心セミナーA 純心セミナーB 純心セミナーC	1 1 2	1 1 1	
		情報処理リテラシー 日本語表現法 金融リテラシー	1 1 2	2 2 1	
		English Communication I English Communication II	1 1	1 1	
		生涯スポーツ I	1	1	
	基礎教育	キャリアデザイン	1	1	外国語より2単位以上
		Grammar I Grammar II English Reading I English Reading II Travel English Sound Production スペイン語 I スペイン語 II スペイン語 III 韓国語 I 韓国語 II 韓国語 III 中国語 I 中国語 II 中国語 III 英文講読 I 英文講読 II Business English	1 1 1 1 1 1 1 1 2 1 1 2 1 1 1 2 2 3	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
		生涯スポーツ II	2		
		A I とデータサイエンス入門 情報処理概論	1 1	2 2	

区分		授業科目	授業を行なう年次	単位数		備考
				必修	選択	
基礎科目	教養教育	人文科学	漢字文化入門	1	2	人文科学・社会科学・自然科学より各2単位以上
			スポーツ文化論	1	2	
			心理学入門	1	2	
			世界遺産学	2	2	
			倫理学	2	2	
			日本古典文学入門	2	2	
			哲学	2	2	
	社会科学	社会科学	日本国憲法	1	2	人文科学・社会科学・自然科学より各2単位以上
			ジェンダーと社会	1	2	
			現代史	1	2	
			社会学 I	1	2	
			社会学 II	1	2	
			経済学	2	2	
PBL（課題解決型）	探究	自然科学	法学	2	2	人文科学・社会科学・自然科学より各2単位以上
			心と身体の健康学	1	2	
			数学の基礎	1	2	
			地球環境論	2	2	
			長崎の食文化	2	2	
			生命と倫理	3	2	
			長崎の探究	1	1	
	キャリア形成	キャリア形成	地域サービスラーニング	3	2	基幹科目のうち86単位以上
			アクティブ・ラーニング	1	2	
			長崎地域研究	1	2	
基幹科目	学科共通科目	学科共通科目	地域の創造	1	1	基幹科目のうち86単位以上
			デザインプロジェクト I	1	1	
			デザインプロジェクト II	2	1	
			インターンシップ指導	2	1	
			インターンシップ実践	3	1	
			キャリアオーナーシップ I	2	1	
			キャリアオーナーシップ II	3	1	
			文化研究入門 I	1	2	
			文化研究入門 II	1	2	
			コミュニケーション研究入門	1	2	

区分		授業科目	授業を行った年次	単位数		備考
				必修	選択	
基幹科目	英語コミュニケーション専攻	English Writing I	2	[1]	1	[ ]は専攻必修
		English Writing II	2	[1]	1	
		English Seminar I (Beginner to Lower Intermediate)	2	[4]	4	
		English Seminar II (Beginner to Lower Intermediate)	2	[4]	4	
		TOEIC	2	[1]	1	
		English Discussion(Issues)	2		1	
		通訳実務演習	3		1	
		Academic Writing I	3	[1]	1	
		Academic Writing II	3	[1]	1	
		Academic Reading I	3	[1]	1	
		Academic Reading II	3	[1]	1	
		English SeminarIII (Lower Intermediate to Upper Intermediate)	3	[4]	4	
		English SeminarIV (Lower Intermediate to Upper Intermediate)	3	[4]	4	
		Public Speaking	3		1	
		English SeminarV (Academic Presentations)	4	[2]	2	
		English SeminarVI(Academic Presentations)	4	[2]	2	
		Thesis Writing	4	[1]	1	
		TKT(Teaching Knowledge Test英語教授知識認定テスト)	4		1	
		英語文化入門	1		2	
		グローバルプロジェクト演習 I	2		2	
		グローバルプロジェクト演習 II	2		2	
		異文化間コミュニケーション論	2		2	
		英語学概論 I	2		2	
		英語学概論 II	2		2	
		英米文学入門 I	2		2	
		英米文学入門 II	2		2	
		TOEIC Advanced	2		1	
		英語学特講	3		2	
		第二言語習得研究	3		2	
		地域文化研究(英米文化研究特講)	3		2	
		英米文学研究(文学史)	3		2	
		英米文学研究(作家作品論)	3		2	
		日英語対照研究	4		2	
日本文化専攻	日本文化専攻	日本文学概論	1	[2]	2	[ ]は専攻必修
		日本史	1	[2]	2	
		日本文学研究(理論)	1	[2]	2	
		漢文学A	2	[2]	2	
		漢文学B	2	[2]	2	
		書道	2		2	
		日本文学研究(地域と文学)	2		2	
		日本文化史	3		2	
		日本民俗学	2		2	
		古文書学	2		2	
		日本古典文学研究 I	2	[2]	2	
		日本古典文学研究 II	2	[2]	2	
		日本語語彙論	2	[2]	2	
		日本語の文法と歴史	2	[2]	2	

区分		授業科目	授業を行なう年次	単位数		備考
				必修	選択	
基幹科目	日本文化専攻	日本語の文体	2	[2]	2	
		言語学	2		2	
		音声言語	2		2	
		日本古典文学研究III	3		2	
		日本語学概論 I	3	[2]	2	
		日本語学概論 II	3	[2]	2	
		日本文学研究(文学史)	3	[2]	2	
		日本近代文学研究(韻文)	3		2	
		日本近代文学研究(散文)	3	[2]	2	
		日本語の構造 I	3	[2]	2	
		日本語の構造 II	3		2	
		日本の思想	3	[2]	2	
		考古学	3		2	
		日本古典文学研究IV	4		2	
		日本古典文学講読	4		2	
		日本近代文学講読	4		2	
世界の文化と長崎学専攻	世界の文化と長崎学専攻	漢文学A	2		2	
		漢文学B	2		2	
		韓国文化史	2		2	
		中国文化史	3		2	
		日本文化史	3		2	
		日本キリストン史	1		2	
		ヨーロッパ文化史	2		2	
		美術史	3		2	
		スペイン語演習	3		2	
		ヨーロッパの思想	2		2	
		長崎学I(長崎とキリストン文化)	1		2	
		長崎学II(長崎とヨーロッパ文化)	2		2	
		長崎学III(長崎とアジア文化)	2		2	
		長崎学IV(長崎と伝統文化)	2		2	
		長崎学V(長崎と文学)	3		2	
		長崎学VI(長崎と美術工芸)	3		2	
		中国語演習	3		2	
		韓国語演習	3		2	
		文化人類学	3		2	
		言語学	2		2	
		異文化間コミュニケーション論	2		2	

区 分		授 業 科 目	授業を行ふ年次	単位数		備 考
				必修	選択	
基 幹 科 目	情報 専攻	情報処理演習	1	[2]	2	[ ] は専攻必修
		情報コミュニケーション	1	[2]	2	
		画像処理演習	2	[2]	2	
		Web デザイン演習	2	[2]	2	
		プレゼンテーション演習	2		2	
		マルチメディア活用演習A	2		2	
		マルチメディア活用演習B	2		2	
		情報処理総合演習	2		2	
		プログラミング演習A	3	[2]	2	
		データベース演習	3	[2]	2	
		情報検索	3		2	
		ビジネスコンピューティング	3	[2]	2	
		データ分析演習	3		2	
		Web プログラミング演習	3		2	
		情報ストラテジー	2		2	
		プログラミング演習B	3		2	
		データ解析とAI	3		2	
科 関 目 連		キャリアセミナー	3		2	
		言語文化海外実習A	1・2・3		2	
		言語文化海外実習B	1・2・3		4	
応 用 科 目		専攻演習 I a	3	1		
		専攻演習 I b	3	1		
		専攻演習 II a	4	1		
		専攻演習 II b	4	1		
		卒業論文	4	4		

2. 福祉・心理学科

[ソ] : ソーシャルワークコース [心] : 心理学・カウンセリングコース (卒業要件単位数124単位以上)  
 [ケ] ケアワークコース (卒業要件単位数134単位以上)

区分		授業科目	授業を行なう年次	単位数		備考
				必修	選択	
基礎科目	建学の精神	キリスト教入門A	1	2		基礎科目のうち30単位以上
		キリスト教入門B	1	2		
	導入	純心セミナーA	1	1		
		純心セミナーB	1	1		
		純心セミナーC	2	1		
	コア基礎	情報処理リテラシー	1	2		
		日本語表現法	1	2		
		金融リテラシー	2	1		
	外国語	English Communication I	1	1		
		English Communication II	1	1		
	スポーツ	生涯スポーツ I	1	1		
		キャリアデザイン	1	1		
基礎教育	外国語	Grammar I	1		1	外国語より2単位以上
		Grammar II	1		1	
		English Reading I	1		1	
		English Reading II	1		1	
		Travel English	1		1	
		Sound Production	1		1	
		スペイン語 I	1		1	
		スペイン語 II	1		1	
		スペイン語 III	2		1	
		韓国語 I	1		1	
	基礎教育	韓国語 II	1		1	
		韓国語 III	2		1	
	基礎教育	中国語 I	1		1	
		中国語 II	1		1	
	基礎教育	中国語 III	2		1	
		英文講読 I	2		1	
	基礎教育	英文講読 II	2		1	
		Business English	3		1	
	基礎教育	生涯スポーツ II	2		1	
		A Iとデータサイエンス入門	1		2	
		情報処理概論	1		2	

区分		授業科目	授業を行なう年次	単位数		備考
				必修	選択	
基礎科目	教養教育	人文科学	漢字文化入門	1	2	人文科学・社会科学・自然科学より各2単位以上
			スポーツ文化論	1	2	
			心理学入門	1	2	
			世界遺産学	2	2	
			倫理学	2	2	
			日本古典文学入門	2	2	
			哲学	2	2	
	社会科学	社会科学	日本国憲法	1	2	人文科学・社会科学・自然科学より各2単位以上
			ジェンダーと社会	1	2	
			現代史	1	2	
			社会学 I	1	2	
			社会学 II	1	2	
			経済学	2	2	
PBL(課題解決型)	探究	自然科学	法学	2	2	人文科学・社会科学・自然科学より各2単位以上
			心と身体の健康学	1	2	
			数学の基礎	1	2	
			地球環境論	2	2	
			長崎の食文化	2	2	
			生命と倫理	3	2	
			長崎の探究	1	1	人文科学・社会科学・自然科学より各2単位以上
	キャリア形成	キャリア形成	地域サービスラーニング	3	2	
			アクティブ・ラーニング	1	2	
			長崎地域研究	1	2	

区分	授業科目	授業を 行う年 次	単位数		備考
			必修	選択	
基幹科目	地域包括支援論A 【ソーシャルワークコース】	1	2		基幹科目のうち86単位以上
	社会福祉の原理と政策Ⅰ	2	2		
	社会福祉の原理と政策Ⅱ	3	2		
	ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ	1	2		
	ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ	1	2		
	高齢者福祉	1		2	
	障害者福祉	1		2	
	児童・家庭福祉	1		2	
	貧困に対する支援	2		2	
	人体の構造と機能及び疾病Ⅰ	2		2	
	社会福祉調査の基礎	2		2	
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	2		2	
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	2		2	
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅲ	3		2	
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅳ	3		2	
	地域福祉の包括的支援体制Ⅰ	2		2	
	地域福祉の包括的支援体制Ⅱ	2		2	
	福祉サービスの組織と経営	3		2	
	社会保障Ⅰ	3		2	
	社会保障Ⅱ	3		2	
	保健医療と福祉	2		2	
	権利擁護を支える法制度	3		2	
	刑事司法と福祉	3		2	
	ソーシャルワーク演習Ⅰ	1		1	
	ソーシャルワーク演習Ⅱ	2		1	
	ソーシャルワーク演習Ⅲ	2		1	
	ソーシャルワーク演習Ⅳ	3		1	
	ソーシャルワーク演習Ⅴ	3		1	
	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	2		1	
	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	3		1	
	ソーシャルワーク実習指導Ⅲ	3		1	
	ソーシャルワーク実習Ⅰ	2		2	
	ソーシャルワーク実習Ⅱ	3		6	
	精神医学と精神医療Ⅰ（精神疾患とその治療Ⅰ）	2		2	
	精神医学と精神医療Ⅱ（精神疾患とその治療Ⅱ）	2		2	
	現代の精神保健の課題と支援Ⅰ	2		2	
	現代の精神保健の課題と支援Ⅱ	2		2	
	精神保健福祉の原理Ⅰ	2		2	
	精神保健福祉の原理Ⅱ	2		2	
	ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅰ	3		2	
	ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅱ	3		2	
	精神障害リハビリテーション論	3		2	
	精神保健福祉制度論	3		2	
	精神保健福祉援助演習Ⅰ	3		1	
	精神保健福祉援助演習Ⅱ	4		1	

区分	授業科目	授業を行なう年次	単位数		備考
			必修	選択	
基幹科目	精神保健福祉援助演習III	4	1		
	精神保健福祉援助実習指導I	3	1		
	精神保健福祉援助実習指導II	4	1		
	精神保健福祉援助実習指導III	4	1		
	精神保健福祉援助実習	3~4	5		
	地域包括支援実習指導I	1	1		
	地域包括支援実習指導II	1	1		
	地域包括支援実習	1	1		
	障害の理解I	1	2		
	障害の理解II	2	2		
	社会調査法	2	2		
	福祉レクリエーション論	2	2		
	認知症の理解I	2	2		
	認知症の理解II	3	2		
	ケアマネジメント論	3	2		
	福祉人権論	3	2		
	ターミナルケア論	3	2		
	人体の構造と機能及び疾病II	2	2		
	こころとからだのしくみ	3	2		
	チームマネジメント	4	2		
	教育・学校心理学	1	2		
	教育の基礎理論	3	2		
	社会的養護	3	2		
	地域包括支援論B	3	1		
心理学	高齢者ソーシャルワーク論	3	2		
	医療ソーシャルワーク論	3	2		
	子ども・家庭ソーシャルワーク論	4	2		
	障害ソーシャルワーク論	4	2		
	スクールソーシャルワーク論	4	2		
	スクールソーシャルワーク演習	4	1		
	スクールソーシャルワーク実習指導	4	2		
	スクールソーシャルワーク実習	4	2		
	スクールカウンセリング論	2	2		
	心理学概論	1	2		
	臨床心理学概論	1	2		
	心理学実験	1	1		
	心理学研究法	2	2		
	障害者・障害児心理学	2	2		

区分	授業科目	授業を行なう年次	単位数		備考
			必修	選択	
	心理的アセスメント	3	1		
	心理実習	3	2		
	知覚・認知心理学	3	2		
	感情・人格心理学	3	2		
	産業・組織心理学	3	2		
	心理演習	2	2		
	公認心理師の職責	4	1		
	関係行政論	4	1		
	【心理学・カウンセリングコース】				基幹科目のうち86単位以上
	心理学概論	1	2		
	心理学実験	1	1		
	臨床心理学概論	1	2		
	高齢者福祉	1	2		
	障害者福祉	1	2		
	児童・家庭福祉	1	2		
	コミュニケーション研究入門	1	2		
	心理学研究法	2	2		
	発達心理学	2	2		
基幹科目	障害者・障害児心理学	2	2		
	教育・学校心理学	1	2		
	社会・集団・家族心理学	2	2		
	福祉心理学	2	2		
	心理学統計法	2	2		
	神経・生理心理学	2	2		
	精神医学と精神医療 I (精神疾患とその治療 I)	2	2		
	精神医学と精神医療 II (精神疾患とその治療 II)	2	2		
	人体の構造と機能及び疾病 II	2	2		
	心理学応用実験	2	1		
目	人体の構造と機能及び疾病 I	2	2		
	現代の精神保健の課題と支援 I	2	2		
	現代の精神保健の課題と支援 II	2	2		
	地域包括支援実習指導 I	1	1		
	地域包括支援実習指導 II	1	1		
	地域包括支援実習	1	1		
	非言語コミュニケーション論	2	2		
	日本民俗学	2	2		
	文化人類学	3	2		
	社会福祉調査の基礎	2	2		
	社会調査法	2	2		
	知覚・認知心理学	3	2		
	司法・犯罪心理学	3	2		
	産業・組織心理学	3	2		
	学習・言語心理学	3	2		
	感情・人格心理学	3	2		
	健康・医療心理学	3	2		
	心理学的支援法	3	2		
	心理実習	3	2		

区分	授業科目	授業を行なう年次	単位数		備考
			必修	選択	
基幹科目	心理的アセスメント	3	1		
	心理学統計法演習	3	2		
	心理検査法実習	3	1		
	ターミナルケア論	3	2		
	福祉人権論	3	2		
	医療ソーシャルワーク論	3	2		
	異文化間コミュニケーション論	3	2		
	心理演習	2	2		
	公認心理師の職責	4	1		
	関係行政論	4	1		
	マーケティング論	4	2		
	環境心理学	4	2		
	スクールカウンセリング論	2	2		
	スクールソーシャルワーク論	4	2		
	子ども・家庭ソーシャルワーク論	4	2		
	ソーシャルワークの基盤と専門職 I	1	2		
	ソーシャルワークの基盤と専門職 II	1	2		
	保健医療と福祉	2	2		
	貧困に対する支援	2	2		
	地域福祉と包括的支援体制 I	2	2		
	地域福祉と包括的支援体制 II	2	2		
	社会福祉の原理と政策 I	2	2		
	社会福祉の原理と政策 II	3	2		
	ソーシャルワーク演習 I	1	1		
	ソーシャルワーク演習 II	2	1		
	ソーシャルワーク演習 III	2	1		
	ソーシャルワーク演習 IV	3	1		
	ソーシャルワーク演習 V	3	1		
	ソーシャルワークの理論と方法 I	2	2		
	ソーシャルワークの理論と方法 II	2	2		
	ソーシャルワークの理論と方法 III	3	2		
	ソーシャルワークの理論と方法 IV	3	2		
	ソーシャルワーク実習指導 I	2	1		
	ソーシャルワーク実習指導 II	3	1		
	ソーシャルワーク実習指導 III	3	1		
	ソーシャルワーク実習 I	2	2		
	ソーシャルワーク実習 II	3	6		
	社会保障 I	3	2		
	社会保障 II	3	2		
	権利擁護を支える法制度	3	2		
	刑事司法と福祉	3	2		
	福祉サービスの組織と経営	3	2		
	地域包括支援論B	3	1		
	産業メンタルヘルスの実践と展開	3	2		

区分	授業科目	授業を行なう年次	単位数		備考
			必修	選択	
基幹科目	【ケアワークコース】				基幹科目のうち96単位以上 医療的ケア履修済の者に限る
	社会福祉の原理と政策Ⅰ	2	2		
	社会福祉の原理と政策Ⅱ	3	2		
	福祉人権論	3	2		
	チームマネジメント	4	2		
	社会保障Ⅰ	3	2		
	社会保障Ⅱ	3	2		
	高齢者福祉	1	2		
	障害者福祉	1	2		
	権利擁護を支える法制度	3	2		
	社会福祉調査の基礎	2	2		
	心理学概論	1	2		
	福祉心理学	2	2		
	発達心理学	2	2		
	認知症の理解Ⅰ	2	2		
	認知症の理解Ⅱ	3	2		
	障害の理解Ⅰ	1	2		
	障害の理解Ⅱ	2	2		
	人体の構造と機能及び疾病Ⅰ	2	2		
	人体の構造と機能及び疾病Ⅱ	2	2		
	こころとからだのしくみ	3	2		
	介護の基本Ⅰ	1	6		
	介護の基本Ⅱ	2	4		
	介護の基本Ⅲ	4	2		
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	1	2		
	ソーシャルワーク演習Ⅰ	1	1		
	生活支援技術A	1	2		
	生活支援技術B	1	2		
	生活支援技術C	2	2		
	生活支援技術D	2	2		
	生活支援技術E	3	2		
	介護過程Ⅰ	1	1		
	介護過程Ⅱ	2	2		
	介護過程Ⅲ	3	2		
	介護総合演習Ⅰ	1	1		
	介護総合演習Ⅱ	2	2		
	介護総合演習Ⅲ	3	1		
	介護実習Ⅰ	1~2	10		
	介護実習Ⅱ	3	5		
	医療的ケア	3	4		
	医療的ケア演習	3	1		
	保健医療と福祉	2		2	
	貧困に対する支援	2		2	
	ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ	1		2	
	ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ	1		2	
	児童・家庭福祉	1		2	
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	2		2	

区分	授業科目	授業を行なう年次	単位数		備考
			必修	選択	
基幹科目	ソーシャルワークの理論と方法III	3	2		
	ソーシャルワークの理論と方法IV	3	2		
	地域福祉と包括的支援体制 I	2	2		
	地域福祉と包括的支援体制 II	2	2		
	福祉サービスの組織と経営	3	2		
	刑事司法と福祉	3	2		
	ソーシャルワーク演習II	2	1		
	ソーシャルワーク演習III	2	1		
	ソーシャルワーク演習IV	4	1		
	ソーシャルワーク演習V	4	1		
	ソーシャルワーク実習指導I	3	2		
	ソーシャルワーク実習指導II	4	2		
	ソーシャルワーク実習指導III	4	2		
	ソーシャルワーク実習II	4	6		
	地域包括支援実習指導I	1	1		
	地域包括支援実習指導II	1	1		
	地域包括支援実習	1	1		
	社会調査法	2	2		
	福祉レクリエーション論	2	2		
	ケアマネジメント論	3	2		
	地域包括支援論B	3	1		
	高齢者ソーシャルワーク論	3	2		
	医療ソーシャルワーク論	3	2		
	子ども・家庭ソーシャルワーク論	4	2		
	障害ソーシャルワーク論	4	2		
	スクールソーシャルワーク論	4	2		
	スクールカウンセリング論	2	2		
応用科目	精神医学と精神医療I(精神疾患とその治療I)	2	2		
	精神医学と精神医療II(精神疾患とその治療II)	2	2		
	現代の精神保健の課題と支援I	2	2		
	現代の精神保健の課題と支援II	2	2		
	精神保健福祉の原理I	2	2		
	精神保健福祉の原理II	2	2		
	精神障害リハビリテーション論	3	2		
	ターミナルケア論	3	2		
	臨床心理学概論	1	2		
	教育・学校心理学	1	2		

## 3. こども教育保育学科

(卒業要件単位数124単位以上)

区 分		授 業 科 目	授業を行なう年次	単位数		備 考
				必修	選択	
基礎科目	建学の精神	キリスト教入門A キリスト教入門B	1 1	2 2		基礎科目のうち30単位以上
		純心セミナーA 純心セミナーB 純心セミナーC	1 1 2	1 1 1		
		情報処理リテラシー 日本語表現法 金融リテラシー	1 1 2	2 2 1		
		English Communication I English Communication II	1 1	1 1		
		生涯スポーツ I	1	1		
	コア基礎	キャリアデザイン	1	1		
		Grammar I Grammar II	1 1	1 1		
		English Reading I English Reading II	1 1	1 1		
		Travel English Sound Production	1 1	1 1		
		スペイン語 I スペイン語 II スペイン語 III	1 1 2	1 1 1		
	基礎教育	韓国語 I 韓国語 II 韓国語 III	1 1 2	1 1 1		外国語より2単位以上
		中国語 I 中国語 II 中国語 III	1 1 2	1 1 1		
		英文講読 I 英文講読 II	2 2	1 1		
		Business English	3	1		
		生涯スポーツ II	2		1	
		A I とデータサイエンス入門 情報処理概論	1 1		2 2	

区分		授業科目	授業を行なう年次	単位数		備考
				必修	選択	
基礎科目	教養教育	人文科学	漢字文化入門	1	2	人文科学・社会科学・自然科学より各2単位以上
			スポーツ文化論	1	2	
			心理学入門	1	2	
		社会科学	世界遺産学	2	2	
			倫理学	2	2	
			日本古典文学入門	2	2	
	PBL（課題解決型）	探究	哲学	2	2	
			日本国憲法	1	2	
			ジェンダーと社会	1	2	
			現代史	1	2	
基礎科目	教養教育	自然科学	社会学 I	1	2	人文科学・社会科学・自然科学より各2単位以上
			社会学 II	1	2	
			経済学	2	2	
			法学	2	2	
			心と身体の健康学	1	2	
	PBL（課題解決型）	探究	数学の基礎	1	2	人文科学・社会科学・自然科学より各2単位以上
			地球環境論	2	2	
			長崎の食文化	2	2	
			生命と倫理	3	2	
			長崎の探究	1	1	
基礎科目	PBL（課題解決型）	探究	地域サービスラーニング	3	2	人文科学・社会科学・自然科学より各2単位以上
			アクティブ・ラーニング	1	2	
			長崎地域研究	1	2	
			地域の創造	1	1	
			デザインプロジェクト I	1	1	
	キャリア形成	キャリア形成	デザインプロジェクト II	2	1	人文科学・社会科学・自然科学より各2単位以上
			インターンシップ指導	2	1	
			インターンシップ実践	3	1	
			キャリアオーナーシップ I	2	1	
			キャリアオーナーシップ II	3	1	

区分	授業科目	授業を行なう年次	単位数		備考
			必修	選択	
基幹科目	保育者論	4	2		基幹科目のうち86単位以上
	教職論	4	2		
	保育原理	1	2		
	教育の基礎理論	1	2		
	子どもと宗教	4	2		
	保育・教育システム論	3	2		
	社会福祉	2	2		
	子ども家庭福祉	1	2		
	社会的養護Ⅰ	3	2		
	社会的養護Ⅱ	3	1		
	発達と学習の心理学Ⅰ	1	2		
	発達と学習の心理学Ⅱ	2	1		
	特別の支援を要する子どもの保育と教育	2	2		
	子どもの保健	2	2		
	子どもの衛生と安全の管理	2	1		
	子どもの食と栄養Ⅰ	1	1		
	子どもの食と栄養Ⅱ	1	1		
	モンテッソーリ教育学特論Ⅰ	1	2		
	モンテッソーリ教育学特論Ⅱ	1～4	2		
	保育カリキュラム編成論	1	2		
	教育課程論	2	2		
	保育内容総論	1	1		
	国語概論	1	2		
	国語科教育の研究	3	2		
	児童文学	2	2		
	書道	3	1		
	数量と図形の理解	2	2		
	児童文化研究	1	2		
	社会科教育の研究	3	2		
	理科教育の研究	4	2		
	英語教育の研究	4	2		
	生活環境論	1	2		
	家政学概論	2	2		
	子どもと環境	2	1		
	子どもと環境の指導法	3	1		
	子どもと人間関係	1	1		
	子どもと人間関係の指導法	3	1		
	子どもと健康	1	1		
	子どもと健康の指導法	2	1		
	子どもと言葉	1	1		
	子どもと言葉の指導法	2	1		
	子どもと表現の指導法Ⅰ（音楽）	1	1		
	子どもと表現の指導法Ⅰ（造形）	2	1		
	子どもと表現の指導法Ⅱ（音楽）	2	1		
	子どもと表現の指導法Ⅱ（造形）	3	1		
	教育方法論	2	2		

区分	授業科目	授業を行なう年次	単位数		備考
			必修	選択	
基幹科目	国語科教育法	2	2		
	社会科教育法	3	2		
	算数科教育法	3	2		
	理科教育法	2	2		
	生活科教育法	4	2		
	音楽科教育法	3	2		
	図画工作科教育法	3	2		
	家庭科教育法	4	2		
	体育科教育法	2	2		
	外国語科教育法	3	2		
	道徳の理論と指導法	2	2		
	総合的な学習の時間の研究	4	1		
	特別活動の理論と指導法	2	1		
	教育技術論（情報機器の活用）	3	2		
	教育とICT活用	3	1		
	幼児の英語	3	2		
	TKT (Teaching Knowledge Test 英語教授知識認定テスト)	4	1		
	総合演習	2	2		
	乳児保育Ⅰ	2	2		
	乳児保育Ⅱ	2	1		
	保育・教職実践演習(幼・小)	4	2		
	子育て支援	3	1		
	子ども・家庭ソーシャルワーク論	4	2		
	子どもの心理臨床と相談支援	3	2		
	生徒・進路指導論	3	2		
	小学校音楽	2	1		
	小学校図画工作	2	1		
	小学校体育	2	1		
	子どもと表現（音楽）	1	1		
	子どもと表現（造形）	1	1		
	子どもと表現（体育）	1	1		
	リトミックⅠ	2	1		
	リトミックⅡ	4	1		
	ピアノ基礎技法Ⅰ	1	1		
	ピアノ基礎技法Ⅱ	1	1		
	ピアノ表現研究Ⅰ	2	1		
	ピアノ表現研究Ⅱ	2	1		
	ピアノ表現研究Ⅲ	3	1		
	ピアノ表現研究Ⅳ	3	1		
	ピアノ実践法Ⅰ	4	1		
	ピアノ実践法Ⅱ	4	1		
	保育所実習指導Ⅰ	2~3	1		
	保育所実習指導Ⅱ	4	1		
	施設実習指導Ⅰ	3~4	1		
	施設実習指導Ⅱ	4	1		

区分	授業科目	授業を行なう年次	単位数		備考
			必修	選択	
幹科目	保育所実習 I	2	2		
	保育所実習 II	4	2		
	施設実習 I	3	2		
	施設実習 II	4	2		
	幼稚園教育実習指導 I	2	1		
	幼稚園教育実習指導 II	3	1		
	幼稚園教育実習 I	2	2		
	幼稚園教育実習 II	3	2		
	小学校教育実習指導	3	1		
応科目	小学校教育実習 I	3	2		
	小学校教育実習 II	3	2		
	専攻演習 I a	3	1		
	専攻演習 I b	3	1		
	専攻演習 II a	4	1		
	専攻演習 II b	4	1		
	卒業論文	4	4		

別表第2

(1) 教職課程に関する科目（高等学校・中学校）

教科及び教科の指導法に関する科目のうち教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）

授業科目	単位数	備考
国語科教育法 I a	2	
国語科教育法 I b	2	
国語科教育法 II a	2	○教科教育法 ※該当教科について必修
国語科教育法 II b	2	・中一種免 (国語) 国語科教育法 I a・I b・II a・II b
英語科教育法 I a	2	・高一種免 (国語) 国語科教育法 II a・II b
英語科教育法 I b	2	・中一種免 (英語) 英語科教育法 I a・I b・II a・II b
英語科教育法 II a	2	・高一種免 (英語) 英語科教育法 II a・II b
英語科教育法 II b	2	・高一種免 (福祉) 福祉科教育法 A・B
福祉科教育法A	2	
福祉科教育法B	2	

大学独自に設定する科目

授業科目	単位数	備考
		最低修得単位数を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」並びに「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」の単位を充てる。

授業科目	単位数	備考
道徳教育の理論と方法	2	「大学が独自に設定する科目」の選択科目（道徳教育の理論と方法(2)）又は最低修得単位数を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」並びに「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」の単位を充てる。

教育の基礎的理解に関する科目

授業科目	単位数	要修得単位数	備考
教育原理A	2		
教職論Ⅱ	2		
教育制度論	2		
教育心理学Ⅱ	2		
特別支援教育概論	2		
教育課程論Ⅱ	2	中学校免許	
道徳教育の理論と方法	2	31単位以上	
総合的な学習の時間の指導法	1		
特別活動の理論と方法	1		
教育の方法及び技術 (情報通信技術の活用を含む)	2		
生徒・進路指導の理論と方法	2	高等学校免許	
教育相談（カウンセリングの理論と実践）I	2	27単位以上	○教育実習 ・中一種免のみ又は中・高一種免の取得者 教育実習 I
教育相談（カウンセリングの理論と実践）II	2		・高一種免のみの取得者 教育実習 II
事前事後指導	1		
教育実習 I	4		
教育実習 II	2		
教職実践演習（中・高）	2		

(2) 教職課程に関する科目（小学校・幼稚園）

教科及び教科の指導法に関する科目のうち教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）

授業科目	単位数	備考
保育内容総論	1	
子どもと環境の指導法	1	
子どもと人間関係の指導法	1	教科及び教科の指導法に関する科目
子どもと健康の指導法	1	の指導法に関する科目
子どもと言葉の指導法	1	
子どもと表現の指導法 I (音楽)	1	
子どもと表現の指導法 I (造形)	1	小学校免許
国語科教育法	2	30単位以上
社会科教育法	2	
算数科教育法	2	領域及び保育内容
理科教育法	2	の指導法に関する科目
生活科教育法	2	
音楽科教育法	2	
図画工作科教育法	2	幼稚園免許
家庭科教育法	2	16単位以上
体育科教育法	2	
外国語科教育法	2	

大学独自に設定する科目

授業科目	単位数	備考
総合演習	2	

授業科目	単位数	備考
総合演習	2	「大学が独自に設定する科目」の必修科目（総合演習(2)、リトミックⅠ(1)）の単位、及び「大学が独自に設定する科目」の選択科目（児童の英語(2)、リトミックⅡ(1)、児童文化研究(2)）の単位、又は最低修得単位数を超えて修得した「領域及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」並びに「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」の単位を充てる。
児童の英語	2	
リトミックⅠ	1	
リトミックⅡ	1	
児童文化研究	2	

教育の基礎的理解に関する科目

授業科目	単位数	要修得単位数	備考
保育原理	2		
教育の基礎理論	2		
教職論	2		
保育者論	2		
保育・教育システム論	2		
発達と学習の心理学Ⅰ	2		
発達と学習の心理学Ⅱ	1		
特別な支援を要する子どもの保育と教育	2		
教育課程論	2	小学校免許	
保育カリキュラム編成論	2	30単位以上	
道徳の理論と指導法	2		
総合的な学習の時間の研究	1		
特別活動の理論と指導法	1		
教育方法論	2		
教育とICT活用	1	幼稚園免許	
教育技術論（情報機器の活用）	2	29単位以上	
生徒・進路指導論	2		
子どもの心理臨床と相談支援	2		
小学校教育実習指導	1		
幼稚園教育実習指導Ⅰ	1		
幼稚園教育実習指導Ⅱ	1		
小学校教育実習Ⅰ	2		
小学校教育実習Ⅱ	2		
幼稚園教育実習Ⅰ	2		
幼稚園教育実習Ⅱ	2		
保育・教職実践演習(幼・小)	2		

別表第3

## 学芸員に関する科目

授業科目	単位数	必・修	履修要件単位数	備考
生涯学習概論	2	必		
博物館概論	2	必		
博物館経営論	2	必		
博物館資料論	2	必		
博物館資料保存論	2	必		
博物館展示論	2	必	19単位	
博物館教育論	2	必		
博物館情報・メディア論	2	必		
博物館実習A	1	必		
博物館実習B	2	必		

別表第4

## (1) 司書に関する科目

区分	授業科目	単位数	必・修	履修要件単位数	備考
甲群	生涯学習概論	2	必		
	図書館概論	2	必		
	図書館制度・経営論	2	必		
	図書館情報技術論	2	必		
	図書館サービス概論	2	必		
	情報サービス論	2	必	22単位	
	情報サービス演習	2	必		
	図書館情報資源概論	2	必		
	情報資源組織論	2	必		
	情報資源組織演習	2	必		
乙群	児童サービス論	2	必		
	図書・図書館史	1	選		
	図書館サービス特論	1	選	2単位	

## (2) 司書教諭に関する科目

授業科目	単位数	必・修	履修要件単位数	備考
学校経営と学校図書館	2	必		
学校図書館メディアの構成	2	必		
学習指導と学校図書館	2	必	10単位	
読書と豊かな人間性	2	必		
情報メディアの活用	2	必		

別表第5

- (1) 情報処理士に関する科目  
削除
- (2) 上級情報処理士に関する科目  
削除

別表第6

- 社会調査アシスタントに関する科目  
削除

別表第7の1

2025年度入学者選抜検定料（手数料）（学則第71条）

試験種別	検定料
一般選抜A・B、公募推薦選抜、指定校推薦選抜、 学園内選抜A、AO選抜、社会人選抜A・B、 私費外国人留学生選抜A・B、編入学選抜A・B、 転入学選抜A・B	30,000
共通テスト利用選抜A・B、学園内選抜B	15,000
一般選抜Aと共通テスト利用選抜Aの同時出願 一般選抜Bと共通テスト利用選抜Bの同時出願	35,000

## 別表第7の2

2024年度入学者授業料等納付金（学則第72条、73条）

## 【言語文化情報学科】 【福祉・心理学科】

費目	納期	2024年度		2025年度		2026年度		2027年度	
		第1年次		第2年次		第3年次		第4年次	
		4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月
入学料		240,000							
入学校（学園内）		0							
授業料		345,000	345,000	355,000	355,000	365,000	365,000	375,000	375,000
教育充実費		120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000
合計		705,000	465,000	475,000	475,000	485,000	485,000	495,000	495,000
合計（学園内）		465,000	465,000	475,000	475,000	485,000	485,000	495,000	495,000
年間合計		1,170,000		950,000		970,000		990,000	
年間合計（学園内）		930,000		950,000		970,000		990,000	

## 【こども教育保育学科】

費目	納期	2024年度		2025年度		2026年度		2027年度	
		第1年次		第2年次		第3年次		第4年次	
		4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月
入学料		240,000							
入学校（学園内）		0							
授業料		355,000	355,000	365,000	365,000	375,000	375,000	385,000	385,000
教育充実費		120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000
合計		715,000	475,000	485,000	485,000	495,000	495,000	505,000	505,000
合計（学園内）		475,000	475,000	485,000	485,000	495,000	495,000	505,000	505,000
年間合計		1,190,000		970,000		990,000		1,010,000	
年間合計（学園内）		950,000		970,000		990,000		1,010,000	

## 別表第7の3

2024年度編入学者授業料等納付金（学則第72条、73条）

学科	費目	第2年次		第3年次		第4年次	
		4月	10月	4月	10月	4月	10月
文化コミュニケーション学科	入学料	0		0			
	授業料	172,500	172,500	177,500	177,500	182,500	182,500
	教育充実費	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000
	合計	232,500	232,500	237,500	237,500	242,500	242,500
地域包括支援学科	入学料	0		0		0	
	授業料	172,500	172,500	177,500	177,500	182,500	182,500
	教育充実費	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000
	合計	232,500	232,500	237,500	237,500	242,500	242,500
こども教育保育学科	入学料	0		0		0	
	授業料	177,500	177,500	182,500	182,500	187,500	187,500
	教育充実費	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000
	合計	237,500	237,500	242,500	242,500	247,500	247,500

別表第7の4

2024年度転入学者授業料等納付金（学則第72条、73条）

学 科	費 目	第 2 年 次		第 3 年 次		第 4 年 次	
		4月	10月	4月	10月	4月	10月
文化コミュニケーション学科	入 学 料	0		0			
	授 業 料	345,000	345,000	355,000	355,000	365,000	365,000
	教 育 充 実 費	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000
	合 計	465,000	465,000	475,000	475,000	485,000	485,000
地域包括支援学科	入 学 料	0		0			
	授 業 料	345,000	345,000	355,000	355,000	365,000	365,000
	教 育 充 実 費	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000
	合 計	465,000	465,000	475,000	475,000	485,000	485,000
こども教育保育学科	入 学 料	0		0		0	
	授 業 料	355,000	355,000	365,000	365,000	375,000	375,000
	教 育 充 実 費	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000
	合 計	475,000	475,000	485,000	485,000	495,000	495,000